

第22期第19回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和5年5月29日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第22期第19回胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年(2023年)5月29日(月)
14時00分～14時45分
- 2 開催場所 室蘭市東町3丁目19番4号
北海道漁業協同組合連合会室蘭支店会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、野呂委員、藤村委員、阿部委員、
高田委員、田村委員、澤口委員、田中委員、煤孫委員 (11名)
- 4 事務局 事務局長 菅原 範彰
専門主任 黒坂 裕樹
- 5 臨席者
北海道水産林務部水産局水産振興課 総括主査 濱谷 仁
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 齊藤 義裕
漁業管理係長 春日 猛夫
主事 越智 祥平
- 6 議 題
 - (1) 審議事項
議案第1号 胆振海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)(案)について(答申)
議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)
議案第3号 まつかわの採捕の制限に係る委員会指示について
議案第4号 北海道資源管理方針の一部改正について(答申)
議案第5号 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について(答申)
 - (2) 報告事項
報告事項1 漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審

7 議事の顛末

菅原事務局長

資料は事前に送付もしていますが確認をしますか。よろしいですか。

それでは只今から、第22期第19回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

開催に当たり、一言 ご挨拶 申し上げます。

皆様方におかれましては、何かとお忙しいなか、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、道の水産林部水産振興課の濱谷係長をはじめ、関係者のご臨席を賜り、あつく御礼申し上げます。

さて、本日の議案ですが、漁業権の切替に関する案件やマツカワに係る委員会指示など、6件の審議事項等となります。

皆様方には、審議の程、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶といたします。

菅原事務局長

本日の来賓を紹介します。

北海道水産林務部水産局水産振興課濱谷総括主査です。胆振総合振興局産業振興部水産課齊藤課長です。春日漁業管理係長です。越智主事です。

それでは、会長に議事の進行をお願いします。

岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中12名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により会長が指名することとなっておりますので、私より指名させていただきます。阿部委員、田中委員の両名をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「胆振海区漁場計画案、第8次共同漁業権及び第15次区画漁業権について」を上程いたします。事務局から説明願います

黒坂専門主任

それでは、議案第1号について、ご説明させていただきます。まず、右上に議案第1号と記載の資料をご覧ください。

4月24日付けで 胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）（案）の諮問が北海道知事からありました。これまでの委員会で協議等を行ってきました、胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）の道の最終案となります。

1枚めぐりまして、3ページから12ページはその内容です。

1の漁業権に関する事項について、左から、区分、漁場番号、漁場の位置、漁場の区域、漁業種類、漁業の名称、漁業時期、存続期間、個別漁業権又は団体漁業権の別、関係地区、条件、その他漁業権の設定に関して必要な事項が記載されております。

漁場図については現行の漁業権から変更が無いので添付を省略しています。

この漁業権に関する事項は、3ページの区分1の漁場番号胆海共第1号から10ページ中段の区分29の渡胆海共第2号までが共同漁業権、その下、次の区分30の室海区第1号から11ページの区分40の豊浦海区第2号が区画漁業権となり、12ページの別紙が条件となり、これまで委員会で協議頂いた内容と変わりありません。

また、11ページ目2の保全沿岸漁場に関する事項は「なし」、3の漁業の免許予定日は、令和5年9月1日、4の申請期間は令和5年6月11日から令和5年7月10日午後5時までとなっております。

次にこの漁場計画案について、漁業法第64条第5項の規定に基づき、公聴会を開催しましたので、その結果を説明いたします。

公聴会の記録が、14ページから21ページとなりますが、13ページに一覧として取りまとめておりますので、そちらをご覧ください。

左から公聴会の開催日時、開催場所、関係地区、公聴会で意見を聴いた案件、公聴会出席者人数、左記の出席者からあった意見、となっております。

令和5年5月8日月曜日に、関係地区ごとに室蘭市からむかわ町まで、4地区においてご覧のとおり開催いたしました。

また、令和5年5月11日木曜日に、豊浦町から伊達市まで、4地区においてご覧のとおり開催いたしました。

公述者の発言として、上から4段目ですが、鵜川漁業協同組合で開催した公聴会で、「今回の漁場計画については、当組合から要望したのもでもあり、この漁場計画案どおり取り進めていただきたく、よろしく申し上げます。」との意見がございましたが、その他の各公聴会では、公述者からの意見はございませんでした。

この公聴会の結果等を踏まえまして、この海区漁場計画案について、北海道知事に答申するにあたり、適当と認めるか否かについて、ご審議の程よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

それでは、議案第1号については、原案どおりで適当であると、知事に答申してよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それではそのように決定します。

次に議案第2号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程いたします。事務局から説明願います。

菅原事務局長

右上に 議案第2号と書かれた、諮問文をご覧ください。

知事許可漁業に関する制限措置の内容及び申請期間について、漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定に基づいて、当海区委員会に対して諮問があったものです。

諮問の内容は 制限措置の内容及び申請すべき期間で、対象漁業はいるか突棒漁業北海道沖合海域道外者です。

なお、本漁業については、1年許可のため毎年制限措置を定め公示しており、昨年も諮問されており、本年の道内者分については、本年2月10日付けで当海区委員会へ諮問され、3月10日の委員会で答申しております。

2ページ目ですが、昨年との変更点をまとめていますが黒太枠が本諮問内容で特に昨年と変更はありません。

公示案は3ページ以降となりますが、漁業種類、操業区域など北海道漁業調整規則で規定されている項目となっております。

この中で今回の申請すべき期間は、令和5年6月30日から7月31日となっております。その他の項目については、これまでと同様となります。4ページ以降は参考となりますので後ほどご確認ください

説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

それでは、議案第2号について原案どおりで、知事に答申してよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それではそのように決定します。

次に議案第3号「まつかわの採捕の制限に係る委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明願います。

黒坂専門主任

右上に「議案第3号」と記載の資料をご覧ください。

まつかわの採捕の制限に係る委員会指示についてでございますが、えりも以西の関係市町村や関係漁業協同組合などで構成する「えりも以西栽培漁業振興推進協議会」から、えりも以西海域において、平成18年度より大量放流しているマツカワの小型魚の保護を目的として、昨年度に引き続き、委員会指示の発動要請がございましたので、説明いたします。

資料4ページとなりますが、理由書をご覧ください。上から8行目の後半から、平成18年度より、えりも以西海域において、マツカワの種苗を年間100万尾の放流をしており、その保護育成措置として、全長35センチメートル未満の小型魚の保護について、沿岸や沖合漁業者の全ての漁業者が参加して、取り組んでいるところである旨が、記載されております。

これらの漁業者の取り組みに加えて、要請文の理由の下から6行目後ろになりますが、遊漁者も含めた全体の取り組みの内容とすべく、平成18年から引き続く委員会指示について、本年についても発動の要請があったものです。

続きまして資料3-1をご覧ください。委員会指示案の内容でございます。

文書下段の1～3に記載されておりますが、胆振管内沖合海域において、令和5年8月8日から令和6年8月7日までの1年間、全長35センチメートル未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元しなければならない、という指示案でございます。

次に、6ページの資料3-2をご覧ください。

見づらくて恐縮ですが、昨年と同じ委員会指示海域図でございます。

当委員会での委員会指示の規制以外に、えりも以西海域全体の取り組みとして、渡島海区漁業調整委員会及び日高海区漁業調整委員会においても、当委員会と同様の委員会指示を発動するはこびとなっております。

従いまして、この委員会指示の海域図につきましては、渡島総合振興局函館市恵山岬突端から日高振興局えりも町と十勝総合振興局広尾町の境界線までを、指示海域としてお示ししております。

最後に、資料3-3でございますが、「えりも以西海域における令和2年度から令和

4年度の漁獲状況を参考に添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

岩田会長

毎年言っていますが、放流している所が35センチ、放流していない所が30センチ、これ直ってないですね。なぜ全道一律に出来ないのか。毎年言っているのに全然直ってないのはどういう訳でしょうか。回遊魚で無ければ言わないのですが、何年も言っているのになぜ統一できないのですか。

齊藤課長

引き続き自主規制を行っていない所に出向いて35センチ漁獲規制に協力していただけるよう説明しに行きたいと思えます。

岩田会長

毎年同じですよ。直して貰わないと話になりません。なぜ道でやっていることを一律に出来ないのですか。

これ、胆振で出ているだけの話でないです。回遊する魚が隣同士で片方は30センチ、片方は35センチ、そんな話はないですよ。これ始まってからずっと言っています。現地に行って説明します、協力して貰いますと言っても現実に30センチ揚がっているのだから。おかしいですよ。

田中委員

毎年言っていますが、委員会指示を毎年やるのでは無くて調整規則でやって貰いたいですね。委員会指示は緊急避難的な要素ですからね。

岩田会長

放流しているところはお金払っているわけですから、統一できないなら放流しているところも30センチににして貰いたい。

来年に向けて直すところは直してということでもよろしく願いします。そのほか何かありませんか。無ければ議案第3号につきまして原案通り発動することと決定してよろしいでしょうか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それでは、その様に決定いたします。

次に議案第4号「北海道資源管理方針の一部改正について」を上程いたします。事務局から説明願います。

菅原事務局長

右肩に議案第4号と書かれた資料をお願いします。北海道資源管理方針の一部改正となります。

これは、漁業法第14条第9項の規定により、北海道資源管理方針を別紙のとおり改正したいので、同法の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

なお、これに関係しては、昨年12月の海区委員会においても、諮問説明しておりますが、改正漁業法の新たな資源管理では、漁業者による自主的な資源管理について、これまでの資源管理に関して、令和5年度末までの間に法に基づく認定協定へと移行していくこととなり、この認定協定への参加は漁業収入安定対策やセーフティネット事業等の要件ですので、現行の資源管理計画を順次協定に移行していく必要があります。現在すでに資源管理計画の対象となっている全ての魚種について、道の資源管理方針に資源管理の方向性を定めていくものでもあります。

3ページ以降、別紙に北海道資源管理方針の新旧対照表を示しており、右が現行の道方針、左が改正案となります。今回変更がある部分については、下線を引いた部分ですが改正の主旨まとめて説明しますので31ページの資料1-1を御覧ください。

今回の改正内容は大きく分けて(1)と(2)にお示しする2点となります。

まず一点目(1)ですが、さんまの配分の基準につきまして、他都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国の留保からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合には、全量を北海道さんま漁業管理区分から加除する旨の規定を追加するものです。これは新旧対照表でいえば、3ページ目となります。

次に2つめ、(2)道方針の別紙3の追加です。

改正漁業法に基づく新たな資源管理では、漁業者による自主的な資源管理は、令和5年度末までの間に、現行の資源管理計画から改正漁業法に基づく認定協定へと移行していくこととなります。認定協定への参加は漁業収入安定対策やセーフティネット事業等の要件となっており、道としても現行の資源管理計画を期日までにスムーズに協定に移行していく必要がありますが、協定を知事が認定するためには、対象資源が北海道資源管理方針の別紙に位置づけられている必要があります。

このため、昨年12月の一部改正で19資源を追加したところですが、今回は、残りの42資源について、北海道資源管理方針の別紙3に追加するもので、新旧対照表では4ページ以降となります。

今回の変更で現行の資源管理計画の対象となっている魚種は全て道方針に定められることとなります。

なお、追加する資源ごとの資源管理の方向性は、33ページの資料1-2となります。資源ごとに資源水準や動向、資源管理の方向性（案）を記載しており、備考欄には資源評価の状況を記載しておりますが全体の道の考え方を説明しますと、資源管理の方向性の基本的な考え方は、資源が低位、低水準のものは、5年後2028年までに中位、中水準以上に回復することとしています。また、中位、中水準以上の資源についてはその資源水準を維持することを資源管理の方向性としております。

なお、「資源評価なし」と記載されている資源については、水研や道総研による資源評価が行われておらず、漁獲量の情報しか有していない資源であることから、道総研の助言の元、直近の漁獲量の情報を元に暫定的に資源水準の判定を行い、資源管理の方向性を定めております。

漁獲努力量が減っていたり、海況の影響など漁獲量だけでは資源水準を的確に判定できないことは十分承知しておりますが、今後、道総研の協力を得て利用可能なデータが手元に揃ってきた段階で、改めて資源管理の方向性を見直して参りたいと考えておりますので、年度内に円滑に協定に移行するためにもご理解の上審議をお願いしたいという事です。

今回の改正は以上となります。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見がありましたらお願いします。

委員

なしの声。

岩田会長

それでは、議案第4号「北海道資源管理方針の一部改正について」は原案通り知事に答申してよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それでは、その様に決定いたします。

次に議案第5号「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程いたします。事務局より説明願います。

菅原事務局長

右肩、議案第5号の資料となります。

「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」

です。

今回の諮問の内容は、令和5管理年度のマサバ及びゴマサバ太平洋系群及びズワイガニ各系群のTACに関し、知事管理漁獲可能量の配分を定めるため、漁業法の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

併せて、令和5管理年度のさんまの知事管理漁獲可能量を変更するとともに、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について同法の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。3点あります

まず、1つめですが令和5管理年度のTAC及びその配分案は3ページ目の別紙1となります。

中段の第一まさば及びごまさばの大太平洋系群ですが、北海道漁獲可能量、うちまさば及びごまさば漁業は現行水準です。

第二のずわいがに北海道西部系群は、北海道漁獲可能量は43トンで、ずわいがに漁業は39トン、漁獲するその他の漁業は現行水準です。

第三のオホーツク海南部は、北海道漁獲量は125トン、うちずわいがに漁業も同数です。

この配分案については7ページ目、資料2-1「令和5年のTACについて」となります。

これは、4月24日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、さば類とずわいがにに係る令和5管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。

配分案の数字にいたる詳細の説明は、昨年もおこなってますので省略しますが、まさば及びごまさば太平洋系群については、2021年の平均親魚量は168.6万トンでMSYを達成する親魚量170.3万トンをわずかに下回る資源状態ですが、親魚量が増加したこともあり、今回、前年より1,000トン多い51万トンが漁獲可能量となり、この51万トンに対し大臣許可漁業に29万トン、北海道へは数量が明示されない「現行水準」としてしています。

次に、ずわいがにですが北海道西部、オホーツク海南部とも昨年と同じく、43トンと125トンとそれぞれが北海道に設定されています。

以上が 3ページ目の一つ目の配分案の説明となります。

次に 2つめ4ページ目、さんまの知事管理漁獲可能量を変更となります。

北海道の漁獲可能量を6300トンから4800トン、内、さんま漁業を4600トンへ変更するものです

この変更については8ページ目の資料2-2となります。

これも「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、さんまの令和5管理年度における漁獲可能量（TAC）の変更に基づき「北海道」に定められた数量の概要となります。

さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和5年3月のNPF C年次会合でさんまの保存管理措置が変更され、およそ25%の削減措置が合意されたことに伴い、国全体の漁獲可能量が約3万7千トン減の118,131トンとなっております。

これに伴い、北海道分も変更となったものです。

9ページ以降 資料2-3、2-4 2-5は北海道に定められたTACの知事管理区分への配分等資料ですので後ほどお目通し下さい。

最後に3つめ、5ページ目別紙3、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧ください。

さんまについては国の留保枠が設けられており、令和5管理年度からは配分できるように国の基本方針が改正されましたので、道でも方針を改正し、追加配分の基準を定めることとしました。

この漁獲可能量の変更につきましては、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、12月の海区委員会でも説明しておりますが、「まいわし」、「くろまぐろ」、「すけとうだら」、「するめいか」は、漁獲可能量の配分の変更にあたって、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定めて、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるようになっておりますので、さんまも同様に対応できるようにするため今回、事前に海区委員会の意見を聴いているものとなります。

内容については、今後のとり扱いのとおりとなり、先ほど議案4の道の方針のなかで機械的な配分の基準を予め定めますので、それにより配分する場合は関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応するというものです。

以上でございます。

12ページ以降は 令和4年と令和5年の配分量の比較や水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料を添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。

以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見があればお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

それでは、議案第5号「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」原案通り知事に答申してよろしいでしょうか。

委員

はい。

岩田会長

それではその様に決定いたします。

次に、報告事項1「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（共同漁業権及び区画漁業権）について」を上程いたします。事務局かから説明願います。

菅原事務局長

右肩に報告事項1と書かれた資料をお願いします。

前回の海区委員会では定置漁業権に係る免許すべきものの審査基準を説明しましたが、今回、それ以外の漁業権に係る第73条第2項第2号に規定されるいわゆる「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の免許の審査基準の案を作成するとの事で海区委員会委員の皆様へ報告するものとなっています。

共同漁業権及び区画漁業のうち団体漁業権は、漁業協同組合に免許されますので、現段階で直接この規定が関係する事は無いのですが、区画漁業権のうち経営者が取得できる個別漁業権や内水面について関係する事もあります。

P2となりますが 基本的に先日説明しました定置漁業権と変わりません。まず漁業権の免許は申請期間に免許申請をしたものが1名しかいない場合はその者、複数申請された場合であっても 満了漁業権と同じものまたは等しい漁業権は適切かつ有効に活用している満了漁業者はその者が免許を受けます。 それ以外の場合についてが3ページ目以降の3ページ目の第2項2号となり、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者として免許することとなります。これも定置漁業権の時と変わりません。

これら以外の場合のもの、全くの新規漁業権の場合は、基準の4で別紙評価でもっとも点数が高いものとして法73条第2項2号として免許します。なお、同点の場合はくじ引きです。

別紙4でどう評価するというのが4ページ目となり 定置漁業権と違って現段階では項目だでのみとなっています。定置漁業権は表があってポイントとか加点とか書かれて細かくなっていますが、共同漁業権と区画漁業権は項目だけという内容で今は終わっていますが以上で、説明と報告を終わります。

それでは報告事項1について承知すると言うことでよろしいでしょうか。

委員

はい。

岩田会長

それではその様に決定いたします。

本日の議題は全て終了しました。他に皆さんの方から何かございませんか。

委員

なしの声。

岩田会長

なければ、本日の委員会をこれで終了いたします。長時間に及ぶ審議、まことにありがとうございます。

以上、相違ないことを証明する

令和5年(2023年) 5月 29日

胆振海区漁業調整委員会

会長 岩田 廣美

議事録署名委員 阿部 重徳

議事録署名委員 田中 一人